

- ⑤ 市で歩道に植栽をする計画はあるか。
⇒ 予定していないとのことです。
- ⑥ 車の出入りはセミパブリックゾーン（安全・ゆとりゾーン）のどの部分からでもよいのか。
⇒ セミパブリックゾーンの隅切り部からの車の出入りは禁止ですが、他の部分からの出入りは自由です。
- ⑦ 温水器などは、屋根の高さに含まれるか。
⇒ 屋根の上に設置する太陽熱温水器などは、屋根の高さに含まれません。
- ⑧ ログハウスのような外観の建物をつくることはできるか。
⇒ 建物は、木造でも鉄筋コンクリート造でも制限はありませんので、ログハウスもつくることはできます。色彩についても、特に問題はありません。
- ⑨ 道路と敷地の高さの差を確認したい。
⇒ 引渡し宅地は道路と同じ高さです。
新築時に基礎部分の土を掘り、それを敷地内に敷均すことができますので、敷地の方が高くなるものと思われま

ペットクラブは、ペットの飼い方・しつけ方を勉強し、飼育可能なペットの範囲を決定するとともに、災害公営住宅の入居が始まる今年の秋を目途に、会則をつくりま

役員として、会長に津田金一氏、副会長に川上由夫氏、須藤友宏氏、三浦正三氏の三名を選出しました。

また、当面の取り組みとして、第4回総会で、「街並みルール」に関する議事終了後、

- ① ペットクラブへの登録の呼びかけを行う（ペットを飼う世帯は登録必須）。
 - ② ペットの専門家による(仮)「ペットとの共生について」というテーマで講演をしてもらう。
- という方針を決定しました。



会長の津田金一氏と愛犬のミミちゃん

ペットクラブ設立（2月13日）

午後6時から矢本運動公園応急仮設住宅東集会所で（仮称）ペット飼い主の会の設立総会が行われ、計18名が参加しました。
名称は、「新しいまち」の名称が決まったら、それを冠に「〇〇ペットクラブ」とすることに決まりました。

「新しいまち」の名称募集中

3月15日を応募締切りとしている「新しいまち」の名称の追加募集は、以前の応募とあわせて応募数が現在210点を超えました。総会会場でも応募可能ですので、ぜひ、応募して下さるようお願いいたします。

編集後記

「街並みルール」(案)についてワークショップでのご意見を踏まえながら、魅力あるまちをつくるため街並み検討部会(3回)や役員会(2回)で内容を集中審議しました。第4回総会にて最終決定する予定です。縁あって同じ地区に住む皆さんと気持ちの良い住環境をつくるための大事なルールになりますので、ぜひ総会へのご出席をお願いします。
また、ペットクラブの設立の報告がありましたが、これを機に、ペットと飼い主の写真を募集したいと思います。まちづくり通信にてご紹介しますので、飼い主・ペットのお名前を明記の上、どしどしご応募ください。 (広報部会長 土門一枝)

皆様からのご意見、ご感想をおまちしております。【**集団移転に関する何でも相談窓口**】開設中
東矢本駅北地区まちづくり整備協議会
〒981-0503 宮城県東松島市矢本字町浦84番地 としまち研東松島事務所内 (事務局：阿部久美子、青山秀明)
Tel：0225-98-5291/ fax：0225-98-5293/ E-mail：higashimatsushima@tmk-web.com

第14号 平成26年3月11日

東矢本駅北地区 まちづくり通信

発行 東矢本駅北地区まちづくり整備協議会 広報部会

目次

第4回総会（臨時）のご案内……………1面
災害公営住宅部会の取り組み……………2面
災害公営住宅アンケート実施……………2面
「街並みルール」(案)の検討報告……………2~3面
ワークショップでの質問回答……………3~4面
ペットクラブ設立……………4面
「新しいまち」の名称募集中……………4面

平成26年3月吉日

協議会員 各位

東矢本駅北地区まちづくり整備協議会
会長 小野 竹一

東矢本駅北地区まちづくり整備協議会 第4回総会（臨時）のご案内

寒さも少しゆるみ、一雨ごとに春めいてまいりました。皆さま、お元気にお過ごしのことと思いません。
さて、昨年より街並み検討部会を中心に検討をしてまいりました個別に家を建てる区域の「街並みルール」の案がまとまりました。また、災害公営住宅については、先行街区（西エリア・平成26年11月入居予定）の造成が間もなく完了し、3月下旬には建築工事に着手する段階となっています。
そこで、総会にて、「街並みルール」(案)の審議と災害公営住宅計画に関する報告、そして、ペット専門家による講演（仮題）「ペットとの共生について」をお願いすることになりました。
つきましては、下記により協議会第4回総会（臨時）を開催いたします。お忙しいなか恐縮ですが、是非、お出かけくださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 平成26年3月15日（土） 午後6時30分から
- 2 場 所 大曲市民センターホール
- 3 内 容 ・「街並みルール」(案)について
・災害公営住宅計画と住戸位置決め手順について（報告）
・講演（仮題）「ペットとの共生について」

【お問い合わせ】 ご不明な点などございましたら、以下までお問い合わせください。

- ・東矢本駅北地区まちづくり整備協議会 事務局
981-0503 東松島市矢本字町浦84番地 としまち研東松島事務所
電話 0225-98-5291
- ・東松島市 移転対策部 生活再建支援課 移転支援班
電話 0225-82-1111（内線1495）

災害公営住宅部会の取り組み

これまで災害公営住宅部会は、以下のような項目について取り組んでいます。



先行街区の工事が進み、もうすぐ建築工事が始まります

① 入居予定世帯の決定について

早期入居者決定を要望していましたが、災害公営住宅 307 戸のうち現在 292 世帯が、戸建住宅、二戸一住宅、集合住宅の別に決定しました。

② 戸建住宅の敷地面積及び周り間について

将来払下げの可能性のある戸建の災害公営住宅用地について、市から現時点での目安となる図面が提供されました。

③ 2階建住宅へのベランダ設置について

災害公営住宅部会から、使い勝手を考慮したベランダを設置してもらえよう、市に要請していたところ、「片持ち、アルミ製、掃出し窓で幅 2.7m・奥行 0.6~0.7m程度のベランダ」を設置するとの回答がありました。

④ 集合住宅の交流を意識した共用部分について

集合住宅北棟の1階には集会所が予定されており、今後、災害公営住宅部会と公共施設計画検討部会を中心に検討します。

また、各階のエレベーターホールは、簡単な交流ができる空間を確保することになりました。

⑤ 間取りの工夫について

集合住宅における 1LDK の住戸について、間取りの工夫を要望していましたが、一部変更してもらえることになりました。

今回ご報告した内容のほか、災害公営住宅部会の取り組みについては、第4回協議会総会にて説明する予定です。

災害公営住宅のアンケート ～実施にご協力を～

市・建設課では、今後整備を行う第Ⅱ期～第Ⅳ期の災害公営住宅の「戸建住宅及び二戸一住宅では、平屋又は2階建などの希望」、「集合住宅では、1LDKの部屋タイプの希望」についてそれぞれアンケートを取り、全体的な傾向を把握したうえで、最終的な住戸の配置計画の調整を行うことになりました。

なお、協議会は、災害公営住宅の計画調整が終わり次第、どの世帯がどの住戸に住むかの住戸位置決めの手順に入っていきます。

アンケート調査票がお手元に届きましたら、回答にご協力をお願いします。



災害公営住宅部会の様子

「街並みルール」(案)の検討報告

① ワークショップ

2月10日(月)・11日(火・祝)に、個別に家を建てる世帯を対象として、昨年決定したブロック毎に「街並みルール」(案)をテーマとしたワークショップが行われました。

参加者は、大雪の影響により会場までの道路状況が悪く、合計 51 世帯 66 名と少なかったのですが、「街並みルール」(案)に定められた各項目について意見交換をしました。

② 第12回、第13回街並み検討部会

ワークショップでの意見を踏まえて、「街並みルール」(案)の12項目について検討しました。各項目の主な内容については以下の通りです。



ワークショップの様子①

【建築物の用途の制限】

店舗の営業時間・騒音についての心配の声についてどう考えるか。

【壁面の位置の制限】

複数方向が道路に面している敷地、都市計画道路沿い、緑道沿いの敷地について、後退距離の緩和策を考えるか。

物置の壁面後退制限の考え方、壁面線の捉え方(出窓、バルコニー、屋外階段等)についてどのように明確化させるか。

【セミパブリックゾーンの設定】

セミパブリックゾーンの内容や設定する目的について、どう分かりやすく伝えるべきか。

【建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限】

屋根・色彩の見本の提示をどうするか。小屋裏収納は可能だが、ルールへの記載をどうするか。

【垣又はさくの構造の制限】

隣地境界でのさく等のつくり方についてどう考え、ルールに明記するか。



ワークショップの様子②

③ 第21回役員会

街並み検討部会での一部修正案を受けて検討した結果、数項目の再検討をお願いすることになりました。

④ 第14回街並み検討部会

第22回役員会に向けて、再検討事項について整理し、各項目の関連性に配慮したルールの項目順序の変更が検討されました。



街並み検討部会の様子

⑤ 第22回役員会

街並み検討部会から提案された「街並みルール」(案)について検討を行い、一部修正をして総会への提案内容をまとめました。

「街並みルール」(案)ワークショップでの質問事項等に対する回答

ワークショップで以下の質問がありましたので、回答します。

① セミパブリックゾーンとは何か。ピンとこないの日本語表現にしてほしい。

⇒ 内容や設定する目的が理解しやすくなるよう「安全・ゆとりゾーン」の表記も追加することにしました。

② 屋根は壁面の位置の制限にかかるか。

⇒ 壁面位置の制限では、屋根は制限の対象とはなりません。ただし、屋根の先が隣地境界線に接近しすぎると隣地へ落雪などのトラブルのもとになります。

③ 壁面後退しなればならない1.5m、2mの空間に給湯器、エアコンの室外機、タイヤを置いても問題ないか。

⇒ 置いても構いません。しかし、タイヤは防犯・防災の観点から物置などに収納するのが望ましいと思われます。

④ 隣地との境界に縁石などは入るか。

⇒ 隣地との境界の境界標は入るが、引渡し時には特に縁石等はないとのことでした。